

ロケ撮影ハンドブック

を作りました

関係者の皆様からの、ロケ撮影の許認可が分かりづらい、海外からの撮影に関する問合せ窓口がはっきりしないなどのご意見を踏まえロケ撮影を円滑に進める上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等について関係省庁でまとめました。

ロケ誘致・ロケ撮影の公的意義 政府もロケ誘致・ロケ撮影を応援しています！

ロケ誘致によりロケ撮影を行うことは、民間の皆様利益にとどまらない効果があり、公益的要素も認められるものと考えています。また、ロケ撮影を通じて、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興とともに、人材育成・技術底上げによる日本の映像産業の振興や日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じてインバウンドの促進につながる効果も期待されます。

記載内容

第2章

JFC/FC
の皆様

- 1 関係機関との協力体制の強化
- 2 製作者等への適切な支援等

第3章

自治体等
許認可権者
の皆様

- 1 許認可現場に求められることの周知・浸透や対応の円滑化の要請
- 2 JFC/FCへの許認可等情報の共有
- 3 製作者等（申請者）への適切な助言、
情報提供や効率的な手続の実施による円滑化

第4章

製作者
の皆様

- 1 ロケ撮影に係る対応窓口について
- 2 コンプライアンスを基本としたロケ撮影の実施
- 3 海外作品を日本で撮影する際に留意すべき事項について
- 4 JFC/FC、自治体等許認可権者との連携体制の構築、地域住民への理解
- 5 ロケ撮影において参考となる情報

別添
参考

ロケ撮影の
事例集

政府
支援施策

ロケ支援
依頼書

各種許可
概要・手続

JFC/FC
連絡窓口

全体版

「ロケ撮影ハンドブックーロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきことー」

令和7年3月25日（内閣府、警察庁、総務省、消防庁、出入国在留管理庁、外務省、文化庁、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省）の全体版はこちら↓

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/handbook.pdf>

令和7年8月

内閣府知的財産戦略推進事務局



ハンドブックで分かること（例）

Q.一般的なロケ撮影の流れや段取りを教えてください。

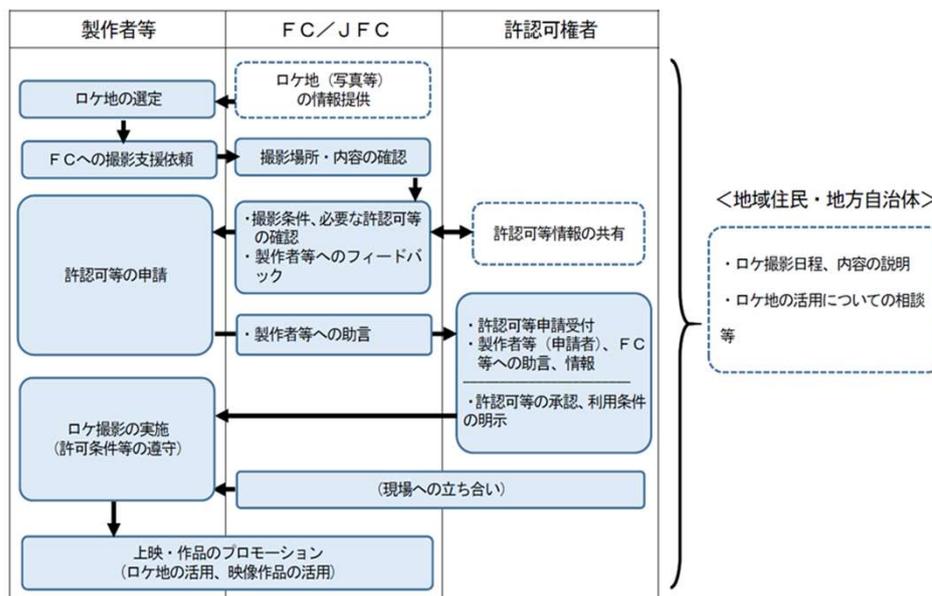
ロケ撮影の一般的な流れは下図のとおりです。許認可権者においては、ロケ撮影の社会的な意義を踏まえ、ロケ撮影の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、状況に応じたアドバイスや、適切な関係者の紹介など、積極的な対応が望まれます。また、外国映像作品の場合には、海外製作者等が発注元、日本の製作者等が受託者となり、日本の製作者等が日本における撮影交渉等、実質的な制作業務の役割を担うことが多くなるため、さらに調整が複雑となることにも留意が必要です。

ロケ撮影に関連する許認可や、周辺住民の皆様を含めた理解を得るための合意形成を得るための取組も含めたサポートを行うため、各地域において、フィルムコミッション（FC）が設置され、製作者のサポートを行っています（各地域のFCの連絡窓口はハンドブックの参考3を参照。）。

本ハンドブックの別添はロケ撮影に関する事例集となっており、許認可に係る予見可能性を高めるため、撮影需要の高いロケーション（渋谷スクランブル交差点や新宿歌舞伎町、空港など）や、特殊な撮影（カーアクション、爆破シーン等）について、過去の撮影事例を掲載しています。

本事例集に掲載しているロケーションについては、同様の手続等を踏まえれば実際の許認可等を確約するものではないことに留意が必要です。製作者においては、撮影を希望する地域の実情や、撮影しようとする映像作品に対する地域住民の皆様への反応等も参考にしながら、必要に応じてFCに相談したり、撮影内容の変更等を検討するなど、柔軟な対応が望まれる場合もあることが考えられます。

ロケ撮影の一般的な流れ



Q. ロケ撮影するに当たり、必要な許可を教えてください。

ロケ撮影の内容（カーアクション、爆破シーン）や場所（道路、港湾、公園等）によって、各種の許認可が必要になる場合があります。本ハンドブックの18～23頁には、ロケ撮影に係る主な許認可等の問合せ・申請窓口等を記載しています。

例えば道路関係については、道路使用許可と道路占用許可の違いを理解する必要があります。一般的に、ロケ撮影により道路を使用する場合などには道路使用許可が必要です。また、道路上にベンチや看板を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用する場合には道路占用許可が必要です。その上で、道路使用許可はロケ撮影に係る場所を管轄する警察署へ許可申請を行い、道路占用許可は道路を管理する事務所※に許可申請を行います。

※ 国管理の国道は、国土交通省の事務所が、地方公共団体管理の国道や都道府県道、市町村道は、それぞれの道路を管理する地方公共団体の事務所が申請先となります。

このように様々な手続があることから、例えば全国ロケーションデータベース（JL-DB）が公表している、「撮影に関する法令・申請方法」を参考に、それぞれの撮影環境や自治体の状況に応じた手続を行ってください。

撮影に関する法令・申請方法（全国ロケーションデータベース）

https://jl-db.nfaj.go.jp/filming_info/

